

産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和元年6月17日（月）
午前10時～
場 所 第1委員会室

審査内容

- 1 議案第55号 市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- 2 所管事務調査 山陽小野田市地方卸売市場について
- 3 陳情・要望について
- 4 閉会中の継続調査事項について

※審査番号2は一般会計産業建設分科会終了後、
審査番号3は午後1時から行う。

監査報告書(最終)

平成 31 年 1 月 31 日の監査報告に基づき、社内調査による結果報告を受け、その内容を検討したところ次のとおり問題点が把握されたので報告する。

社内調査による回答受領日及び報告人

- ① 平成 31 年 2 月 14 日 社長
- ② 平成 31 年 3 月 4 日 取締役グループ
- ③ 平成 31 年 3 月 10 日 取締役グループ

1 中央青果

- (1) 一部勘定科目について、総勘定元帳への記載漏れ (6 件) あり
- (2) ■■■■■との取引において、平成 25 年度に ■■■■■からの投資依頼があったものを中央青果社長から ■■■■■へ差入保証金に科目を変更して欲しい旨を依頼し 1 千万円を差入保証金勘定で経理している。(平成 31 年 3 月 4 日 ■■■■■より聞き取り以下(3)も同)
- (3) 平成 27 年 8 月 25 日 ■■■■■要請より前記 1 千万円の返金を受け同日 ■■■■■個人に転貸しているが、総勘定元帳への記載がない
また、同時点において ■■■■■への出資は消滅している状況であるが中央青果の元帳には残高があるという極めて異常な事態となっている。
今回の監査報告により再調査は自発的に実施されたところではあるが、中央青果藤永社長と ■■■■■の供述は相反するものであり、何れが正確なものかは調査機関等に依頼し確認を要する頃のものであるが、前述したように中央青果の経理処理に信憑性があるとは言えず、藤永社長の恣意的操作の結果であると申し上げても過言ではない状態にある。
- (4) 仮受金処理も本来は生産者等から市場に持ち込まれた段階で作成される仕切伝票等から商品出納等を行い確認すべきであり、取引内容そのものに疑義が生ずることは止むを得ない状況である。

2 青果販売

総勘定元帳等が不存在であり、これが事実とすると法人組織としての根本から問題でありコメントできる事項は存在しないと前回報告したところであるが、顧問税理士の供述によると「存在する」とのことであり、藤永社長の答弁には疑いの余地がある。

顧問税理士の供述が正しいものであれば、今回の監査で元帳等の提出が為されなかったことについて、藤永社長には極めて重大な責任が生じることになり社内の役員会、株主総会等において真偽確認を実施されるべきであることを申し添える。

上記のとおり監査結果を報告する。

平成 31 年 3 月 18 日

小野田中央青果株式会社
株式会社小野田青果販売
代表取締役 藤永 誠 殿
取締役会 御一同 殿

監査人
広島市中区上八丁堀 3 番 4 号 303
桑原義和税理士事務所
税理士 桑原義和

COPY

令和元年5月21日

江尻南自治会排水路整備に関する陳情書

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様

【陳情者】

小埴生連合自治会 会長
中島 慎 治

山陽小野田市江尻南自治会長
吉村 秀 夫

埴生地区自治会協議会 会長
林 紀 男

【件名】

江尻南自治会排水路整備について

【要旨】

当自治会は、道路冠水対策の問題として、要望書を平成30年10月25日付けで、市長宛てに提出致しました。その回答として「排水施設の改善等の整備が必要と想定されるが、市の財政状況からも早急な整備は困難であり、また埴生干拓地は、山陽土地改良区の所有のため該当者での話し合いを進める中、汚泥除去の一部費用の補助金交付の制度がある」とお答え頂きました。

昨今、異常気象で大雨の発生は多くなり、江尻南自治会での冠水も大なり小なり発生しています。当自治会は「くぼ地」のため、国道190号線よりも約2m低く周りからの雨水等の流入が増えている中、排水先の埴生干拓地の所有権の関係で山陽小野田市の対応に制限があると思われませんが、課題解決のため、何卒対策をお願いするものです。

- ① 自衛隊官舎側からの流入の排水マスを改造し江尻南側の流入を軽減する為、自衛隊官舎南側の排水路を広げて排水の分散を行う。
- ② 江尻自治会側からの排水路で、コンクリートで埋められた排水路を復活させて、江尻南への排水の流入を軽減させる。
- ③ 埴生干拓地の枯れ草・雑草・土砂等を撤去し、江尻南からの排水をスムーズにさせる事で、土砂等の沈殿を防ぎ、大雨時の排水能力が増大する事が出来る。また、排水路側面に50センチの雑草防止処置をした道路を設置して今後の清掃作業・草刈を行えるようにする。
- ④ 国道190号線下の堆積物除去を実施する。

当初は優良住宅地として環境が良い所でしたが今では不安続きです。大雨が降れば、道路冠水が発生し、住宅・車両等の水害もあります。また、児童・生徒の通学路になっており、安全確保が必須であり早期の解決を願います。自衛隊官舎側、江尻自治会側からの流水を防ぐ排水路整備と埴生干拓地の排水路整備を併せて陳情致します。議会に置かれましては私共が同行しご説明致しますので是非現地を視察頂ければと思います。



【理由】

- 1 江尻南団地の冠水が発生した場合には、深さが30センチぐらいになり、児童の通学路として使用不可能の状態になり、側溝に落ちれば排水管に吸い込まれる可能性もあり得ます。高齢者が東糸根バス停に行くには、この冠水地帯を通る必要であり、高齢者も同様な危険性が発生します。糸根ヶ丘への車両等が侵入した場合、水深が深いと、エンジン停止のトラブルを起こす可能もあります。
江尻南団地は、交通の需要ポイントです。交通インフラ確保ためにも、道路冠水対策は、地域住民に生活に関わる重要な課題であります。
- 2 昭和50年（1975）江尻南団地発売当時、自衛隊官舎側において、税関宿舎は平屋建てで、排水も糸根川に排水させていたと思われます。又、自衛隊官舎の南側の排水路も当時は30センチの側溝で十分に排水能力があったと思います。昨今税関宿舎が撤去され、自衛隊官舎に変わり、土からアスファルトに変わり雨水量が増えたので、江尻南団地に強制的に排水管を設けたのではないのでしょうか？現状、自衛隊官舎南側の道路も、排水路が浅い為、水がオーバーフローし、道路沿いの藤本宅地内に大量の排水が流れていることがあります。自衛隊官舎沿いの排水路を広げる事が出来れば、江尻南団地の流水が削減でき、オーバーフローも解消出来るし、雨降り時の自衛隊官舎南側の通行がスムーズに行う事ができます。
（現在最後まで残っていた、税関宿舎跡地に老人ホームの建設が進められています。最後の土地もアスファルトになり、雨水・生活排水が、増大する要因もなります。）
- 3 江尻自治会側からの流入途中に、東糸根側に行く排水管があったが、個人が車用のコンクリートの橋を作る際に、ふさいだと思われます。排水管の図面が無いので詳細は不明ですが、山陽小野田市に資料があれば、配管の復元が可能となれば、少しでも江尻南団地への流入量を削減する事ができ、冠水対策となります。
- 4 埴生干拓地の排水路整備は、今回の最重要課題であるが、デリケートな状態です。埴生干拓地の排水路は、山陽土地改良区の所有権があり、山陽小野田市の関与が直接出来ない状態であるが、せめて、地域住民が直接関係する排水路に関して山陽小野田市が山陽土地改良区と交渉し、山陽小野田市の采配で行えるようになれば、江尻南の冠水問題も解決に大いに貢献できます。
また、埴生干拓地の排水路の枯れ草・雑草・土砂等の撤去は、江尻南団地からの排水口の停滞をなくし、排水をスムーズに流すことにつながります。それは冠水問題解決に向けての一番大切なキーポイントであると思います。そして、今後の用水路の清掃作業を考慮して、排水路横に50センチほどの、雑草の生えない通路が確保出来れば、毎年の河川海岸清掃時の作業効率がアップし必要であれば、いつでも清掃作業ができますし、急な排水路のせき止めが発生したとしても、自治会で清掃作業も可能になり、今後の冠水対策にもなります
- 5 国道190号線下の排水路も今では堆積物がたまり、通水も不十分と推測されますので合わせて堆積物の除去の実施をお願いします。

江尻南自治会排水路整備の件

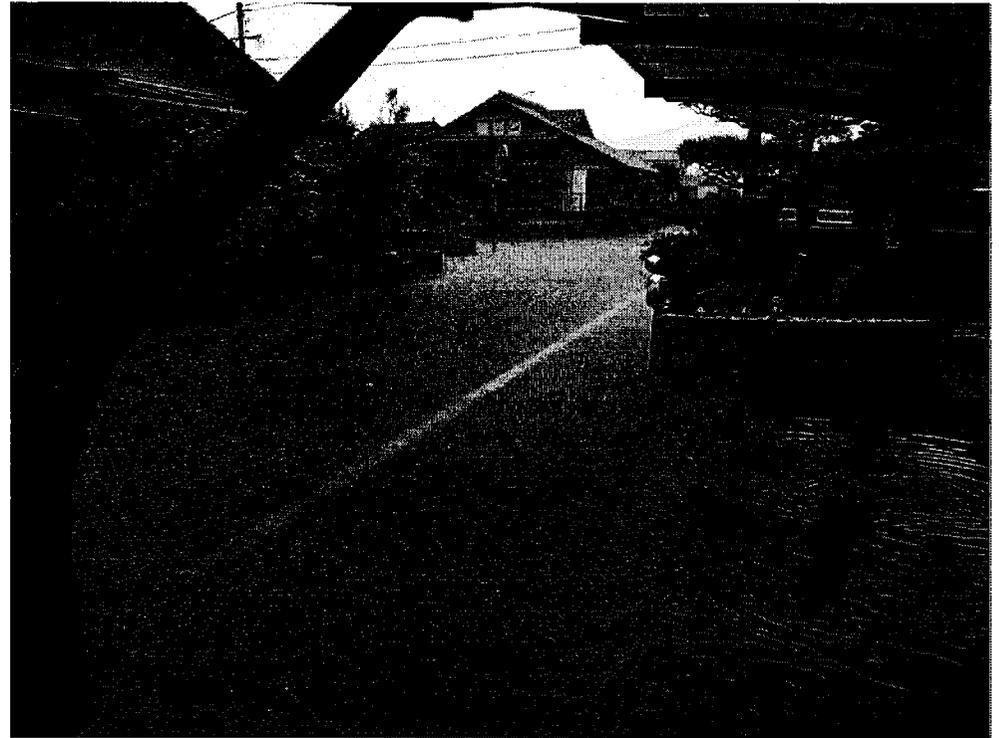
当自治会は、くぼ地で排水出口の埴生干拓地も、排水路も途中でせき止められ、排水能力が低下し、大雨等により道路が30センチ近く冠水し通行不能になる、この道路は通学路の為、児童の安全確保のためにも、早急に対策が必要である。

令和元年5月7日 江尻南自治会

江尻南地区地図 冠水範囲



台風や大雨で道路冠水 最大30cm



江尻南への雨水流入と問題点

1) 自衛隊側からの流入

自衛隊官舎横の側溝の雨水がマスによって強制的に江尻南側溝に排水路が設けられている。

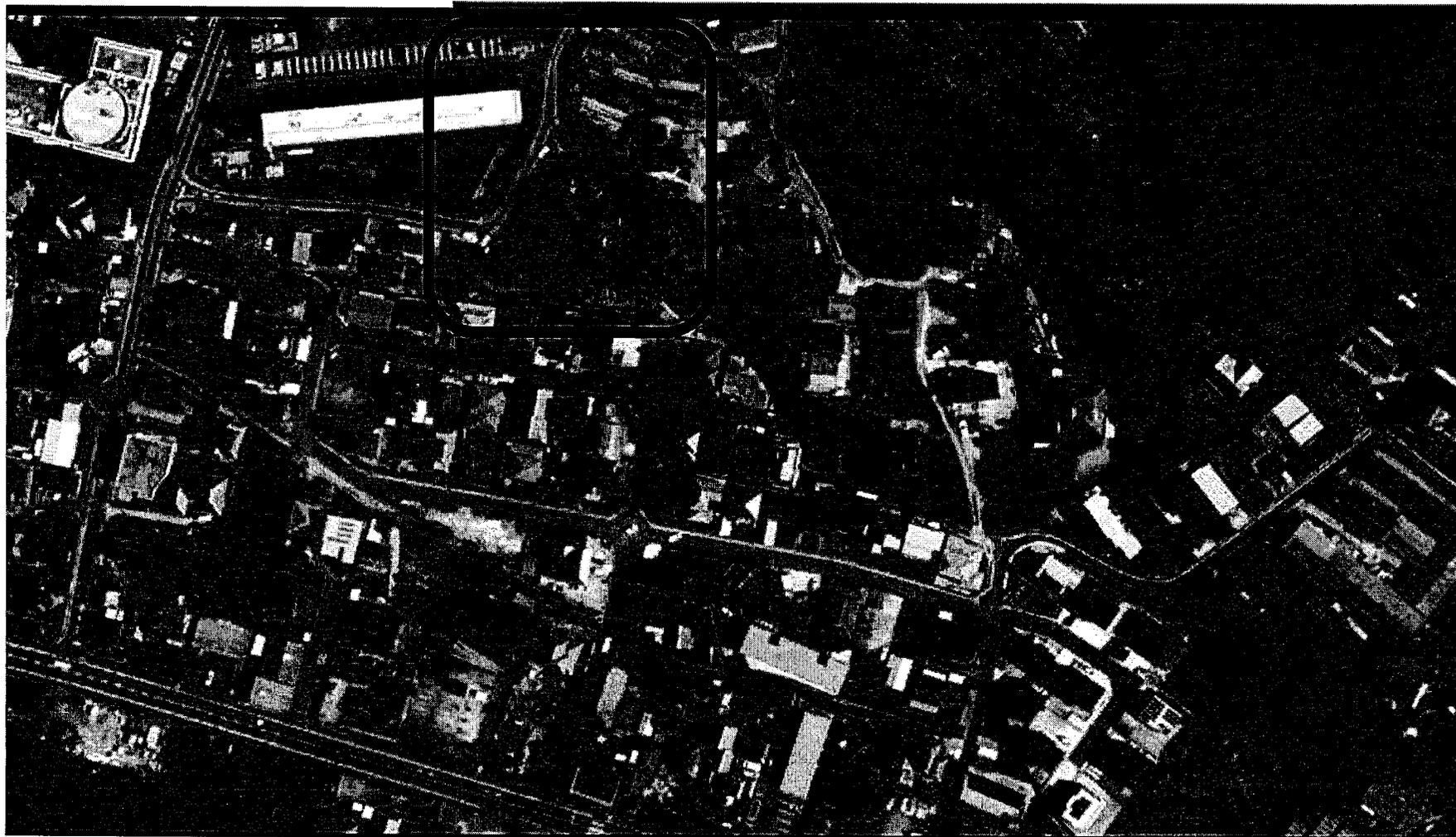
2) 江尻自治会側からの流入

江尻自治会側の排水路は、東糸根側でなく、なぜか江尻南側に排水路が設けられている。

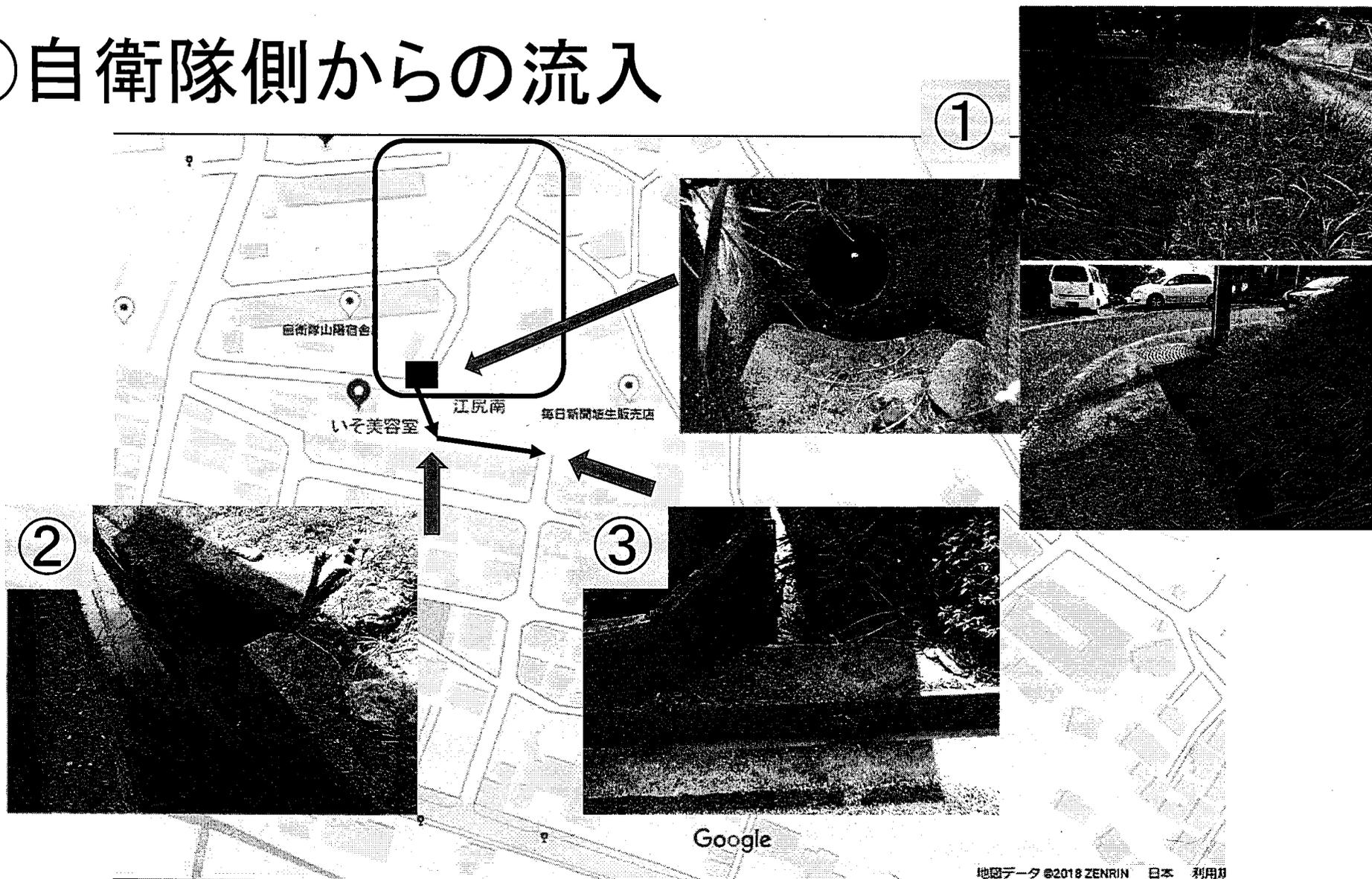
3) 埴生干拓地の排水路の詰まり

干拓地の排水路に、枯れ草・雑草・土砂等が排水路に引っかかり、江尻南団地からの排水も停滞している、又、河川海岸清掃時も軟弱地盤で、清掃・草刈が思うように出来ない状態である。

① 流入先 自衛隊側



① 自衛隊側からの流入



① 自衛隊側からの流入 対策案

② の排水路を広げる。

(30センチから50センチへ)

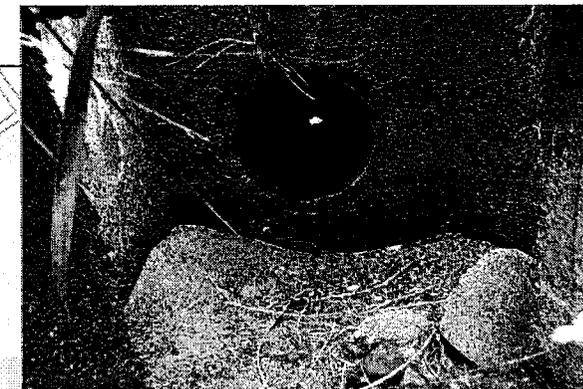
又は、地中埋設の
樹脂製排水管をうめる。

③ の排水路溝に誘導する。

③

②

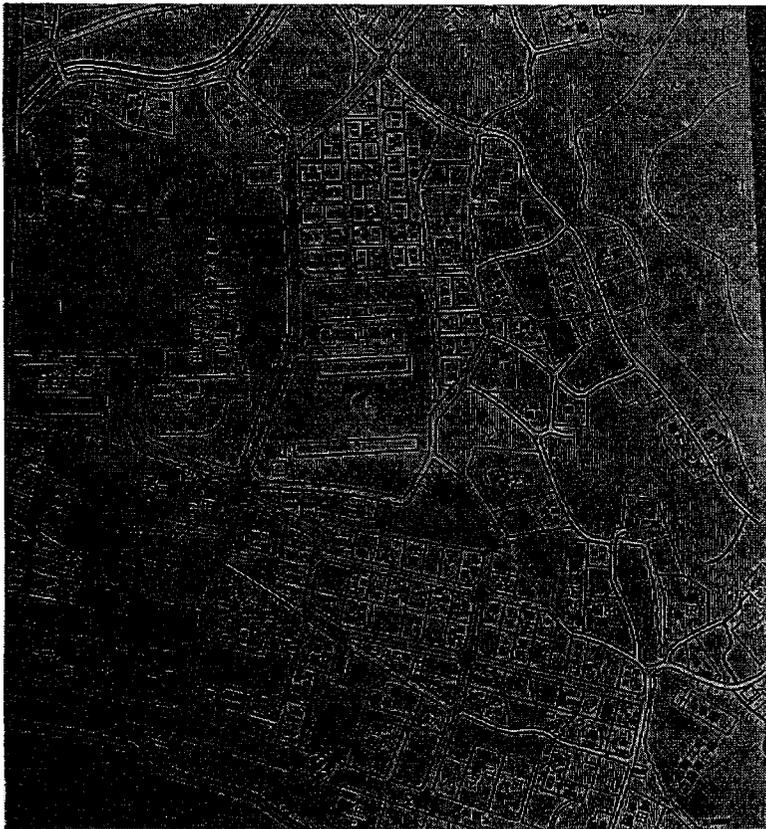
①



① の排水マスを改造し、
江尻南側の流入を軽減する為、
自衛隊官舎側の排水路を
広げて、③側の流入量を
増やす。



① 自衛隊側からの流入 平成3年の地図



平成3年当時は、税関宿舎は平屋建てで、排水も糸根川に排水されていたと思われる。又、自衛隊官舎の南側の排水路も当時は30センチの側溝で十分に排水能力が有ったと思われます。

(この側溝は、山陽小野田市の管轄で、防衛省内の側溝は50センチである。)

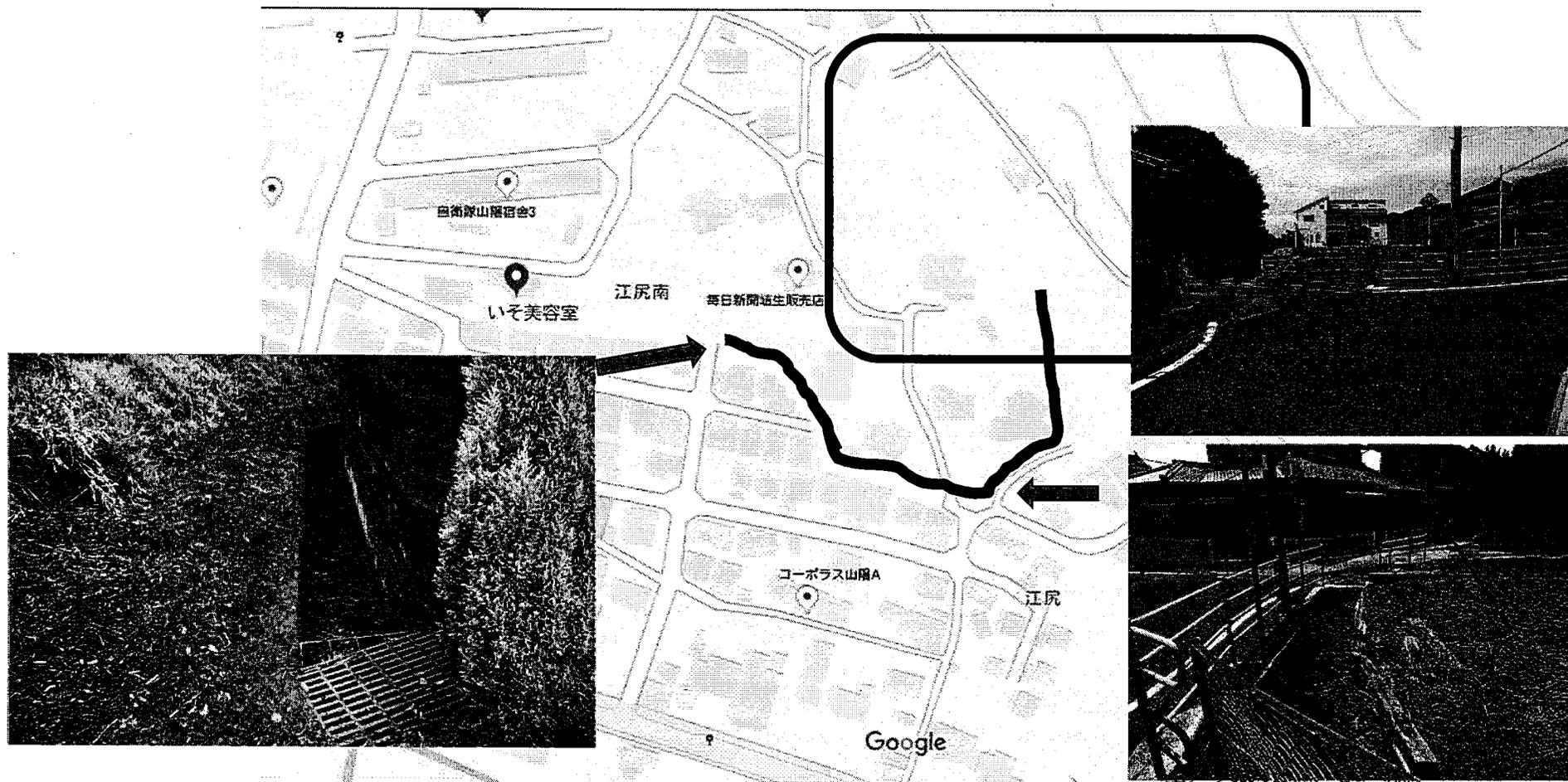
自衛隊側の排水マスの設置に関して江尻南への排水は、自治会への了承はあったのか不明である。??

(江尻南団地、施工業者の大倉建設の、流入量計算を考慮していたのだろうか。)

② 流入先 江尻自治会側

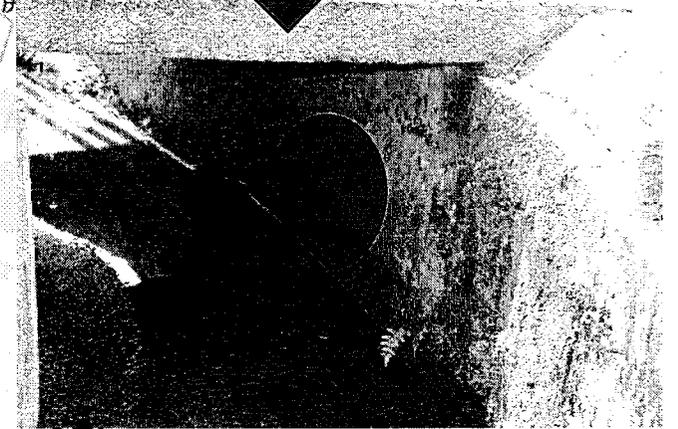
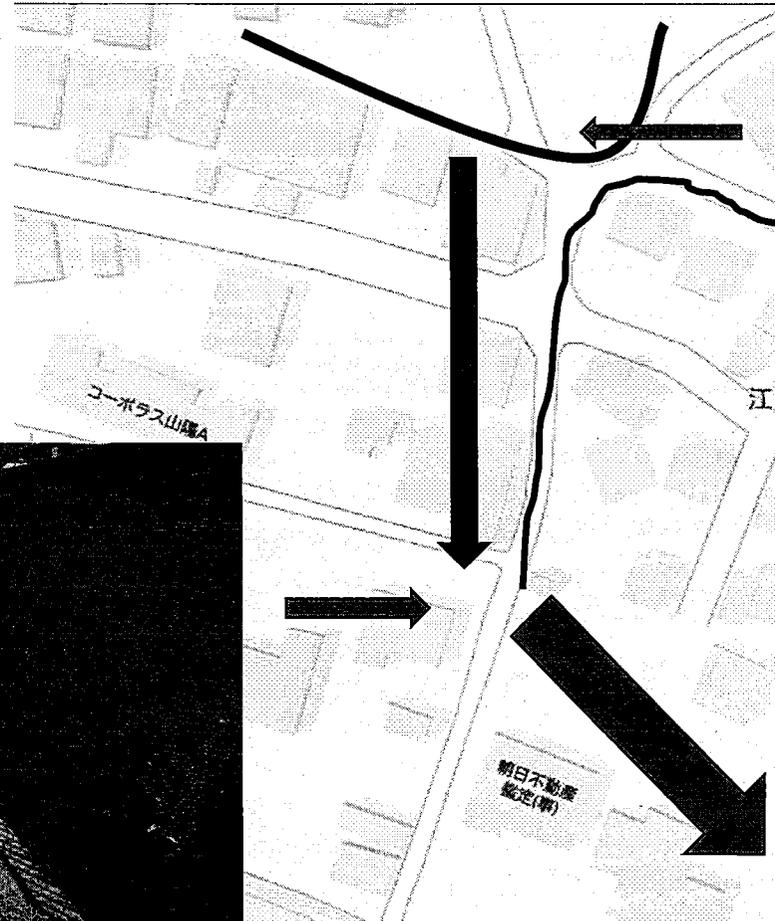


②江尻自治会側からの流入



②江尻側からの流入 対策案

依然は、排水口があったと思われるが、コンクリートでふさがれてしまった。回復処置を行い、東糸根側への排水路の復活を行う。



排水口があった??

③ 埴生干拓地の排水路の詰まり

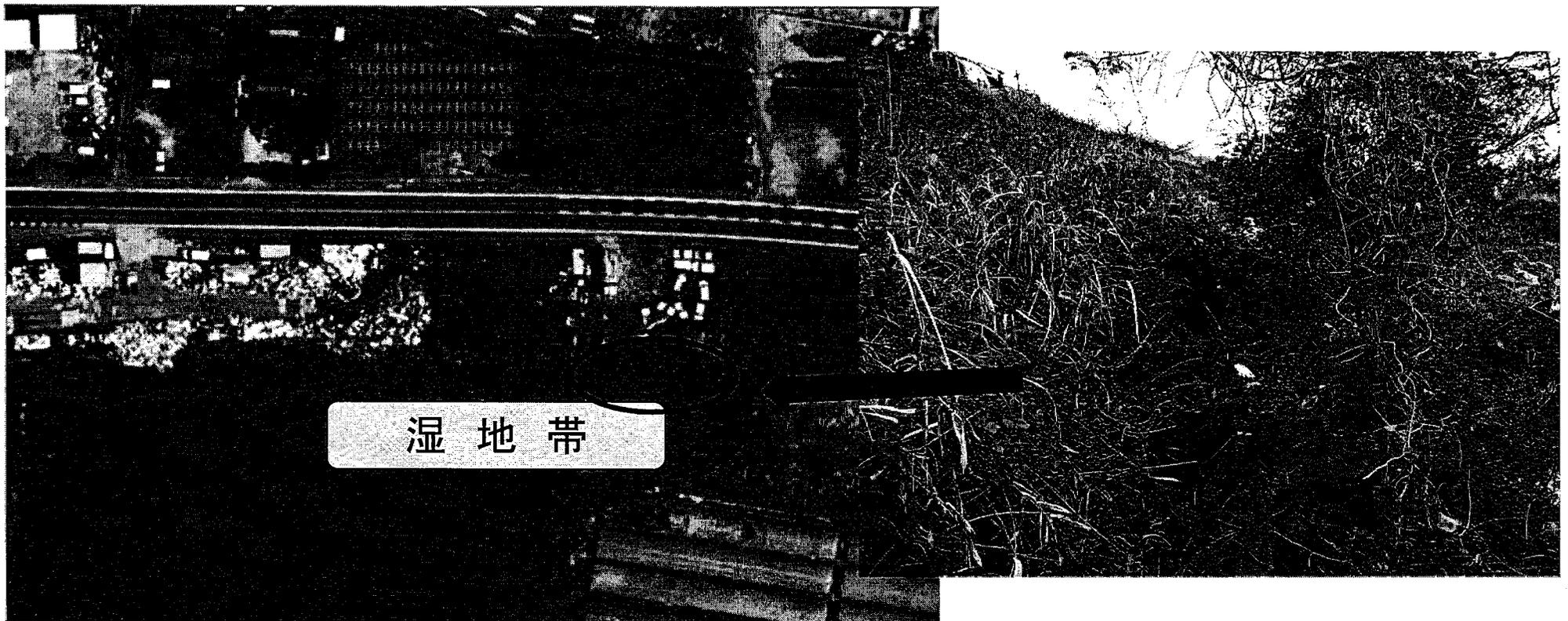


※ 本来は流入口が丸く見ていた。

③干拓地排水路への流入口 写真



③干拓地排水路のせき止め箇所



※ 雨で、オーバーフローした排水が、干拓地に流れだし湿地帯になっている。

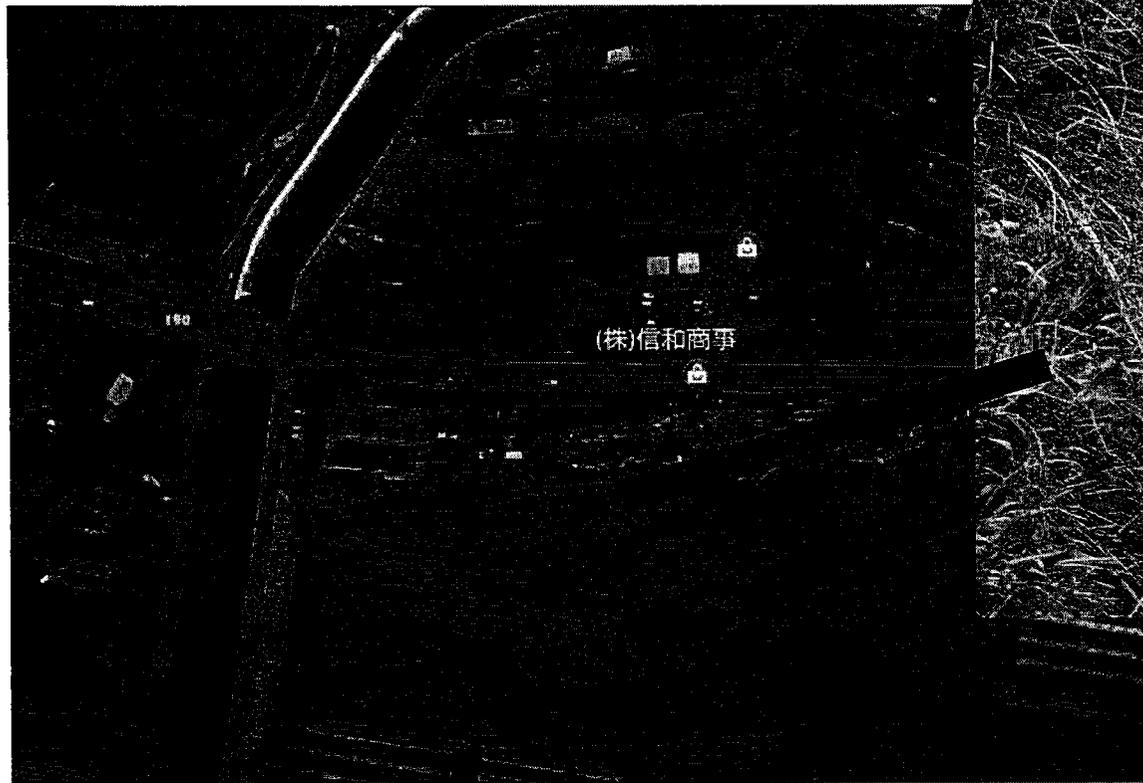
③干拓地排水路のせき止め箇所 写真



③干拓地排水路のせき止め箇所が
雨でオーバーフローの為、湿地帯化している



みちしお仕出し 裏側



※ 糸根川の排水口は、排水がほとんど無く、汚泥はなく、深さも十分にある。

3) 埴生干拓地の排水路の改善。

- ※ 干拓地の排水路の枯れ草・雑草・土砂等の撤去し排水の流れを復活させる。
(自治会では高齢化が進み、干拓地は軟弱地盤のため、草刈も思うように行かず、排水路の清掃・土砂の撤去は不可能になっている。)
- ※ 排水路の側面片側に50センチぐらいの雑草が生えない処置をした通路を設置すれば、清掃作業も可能である。

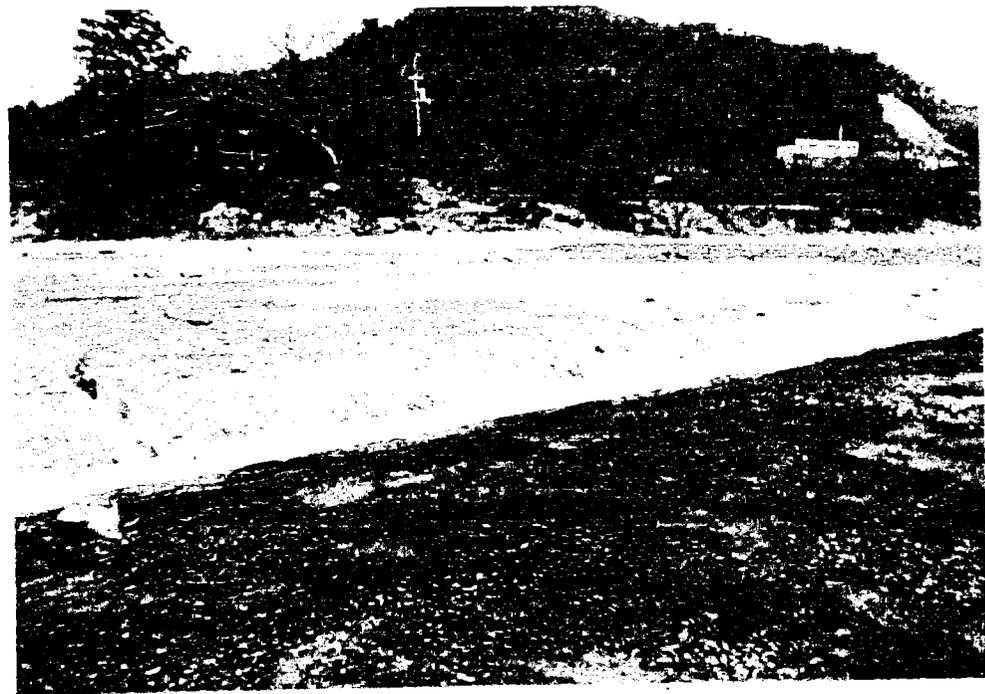
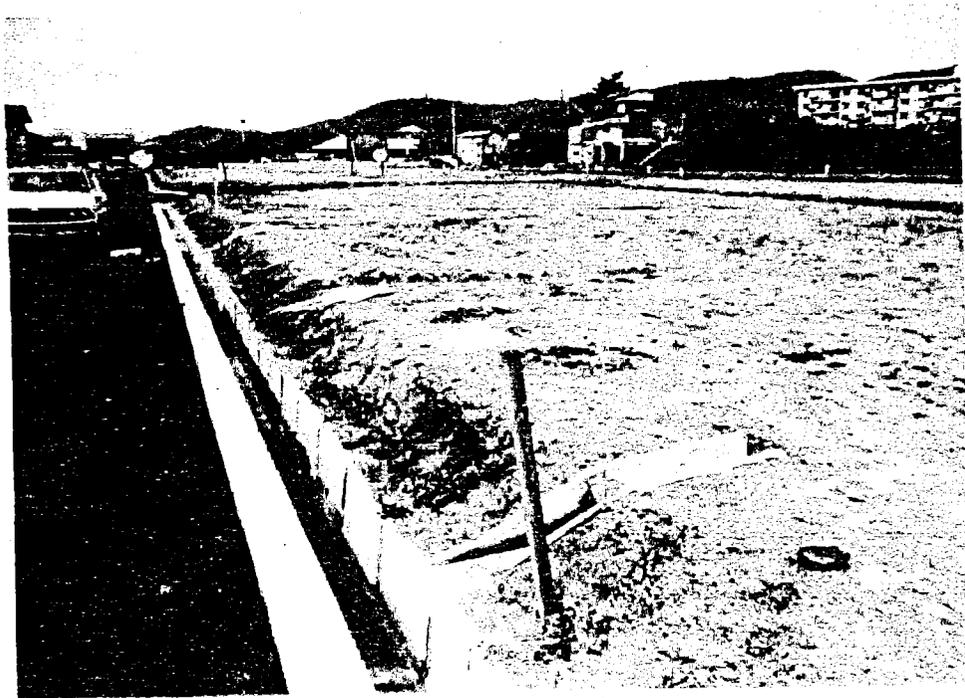
江尻南団地への冠水対策の案

- 1) 自衛隊側からの流入を防ぐ。
- 2) 江尻自治会側からの流入を防ぐ。
- 3) 埴生干拓地の排水路の改善。

昭和50年(1975)、江尻南団地発売当時から、住宅・環境等が変動して排水の流入量は増えていますが、排水関係は約40年間、改善されてないまま、当初の排水能力を超える事態が発生していると思われます。

大雨の発生が多発しているので、今後、道路が冠水して住宅・車両の水害、児童の通学路なので安全確保しないと災害につながります。

以上



昭和50年—1975年—撮影

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調 査 事 項	調査期間
産業建設 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業及び工業に関すること ・ 企業立地に関すること ・ 労政に関すること ・ 公共交通に関すること ・ 農業、林業、畜産業及び水産業に関すること ・ 地方卸売市場に関すること ・ 小型自動車競走事業に関すること ・ 道路及び橋^{りょう}梁に関すること ・ 河川及び港湾に関すること ・ 都市計画に関すること ・ 駐車場事業に関すること ・ 都市開発に関すること ・ 公園及び緑地に関すること ・ 下水道及び農業集落排水に関すること ・ 建築及び住宅に関すること ・ 水道事業に関すること 	令和元年9月定 例会前日まで継 続して閉会中調 査する